○国土交通省告示第六百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　赤谷

イ　次に掲げる土地

奈良県五條市大塔町清水

一九九番一

一九九番三及び一九九番四

○国土交通省告示第六百六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年三月二十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－569号	表面仕上材（一次甲板床張り材及び雛壇床上張り材）	ハヤダンパーＤＴ－ＨＦ	早川ゴム株式会社	広島県福山市箕島町南丘5351番地

○国土交通省告示第六百六十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年三月二十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－571号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	Ｕ／Ｄシップレベラー	宇部興産株式会社	山口県宇部市大字小串1978番地の96

○国土交通省告示第六百六十三号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十六条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査業務の全部を廃止する届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

ＳＧＳジャパン株式会社　神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町百三十四番地

二　廃止する年月日

平成二十八年三月三十一日

○中国地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　鳥取県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年中国地方整備局告示第五十七号鳥取都市計画道路事業三・五・三号美萩野覚寺線及び三・三・五号祢宜谷賀露線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十三年中国地方整備局告示第五十七号及び平成二十五年中国地方整備局告示第二十七号の事業地のうち鳥取県鳥取市安長字八本松地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日向市大字平岩字元市四八七番二から同市大字平岩字久保田一二八五番ロまで	前	一一・八一～一二・七〇メートル	一一・二八四キロメートル
	後	一二・〇二～一二・七〇メートル	一一・二八四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号及び二百十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇城市松橋町久具字微雨一八四七番一から同市松橋町久具字財間一九二八番一まで	前	二八・五〇～四三・〇〇メートル	二七・五〇～四一・八〇〇キロメートル
	後	二八・五〇～四三・〇〇メートル	二七・五〇～四一・八〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から百七号までを順次結んだ線及び標柱一号と百七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

奈良県五條市大塔町清水

一九九番三地先河川敷　一号

一九九番一　二号

二〇〇番一　三号から八十九号まで

二〇〇番三　九十号から九十二号まで

二〇〇番二　九十三号から百三号まで

奈良県吉野郡野迫川村大字中津川三二二番三地先河川敷　百四号から百七号まで